

改正案	現行
<p>（氏名変更等の届出）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一（略）</p> <p>二 施設等受給者が里親（児童福祉法第六条の四に規定する里親をいう。以下同じ。）であり、かつ、その氏名を変更したとき。</p> <p>三・四（略）</p> <p>（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）</p> <p>第十二条の十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十一条第一項の児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）に類するものとして内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。</p>	<p>（氏名変更等の届出）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 施設等受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、十四日以内に、様式第九号による届書を市町村長に提出しなければならぬ。</p> <p>い。</p> <p>一（略）</p> <p>二 施設等受給者が里親（児童福祉法第六条の四第一項に規定する里親をいう。以下同じ。）であり、かつ、その氏名を変更したとき。</p> <p>三・四（略）</p> <p>（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等）</p> <p>第十二条の十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十一条第一項の児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用に類するものとして内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。</p>

一〇四 (略)

五 その他法第二十一条第一項に規定する児童福祉法第五十六条第二項の規定により徴収する費用（同法第五十一条第四号又は第五号に係るものに限る。）に類する費用

4 (略)

一 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業の利用に要する費用

二 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業の利用に要する費用

三 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業の利用に要する費用

四 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第二号に規定する事業の利用に要する費用

五 その他法第二十一条第一項に規定する児童福祉法第五十六条第三項の規定により徴収する費用に類する費用

4 (略)